

苓北町景観条例

苓北町景観条例(平成13年苓北町条例第10号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第6条)
 - 第2章 景観計画(第7条)
 - 第3章 行為の規制等(第8条 - 第13条)
 - 第4章 景観形成協定等(第14条 - 第16条)
 - 第5章 苓北町景観審議会(第17条・第18条)
 - 第6章 雑則(第19条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、苓北町の優れた自然環境及び生活環境の保全と秩序ある開発等景観形成に必要な基本的事項を定め、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、安心して住める町、いきいきと暮らせる町、ふるさとと呼べる町づくりの創出に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 町民等 町民及び事業者をいう。
- (2) 景観形成 苓北町の歴史と文化、美しい風情を守り、つくり育てることをいう。
- (3) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (4) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (5) 景観形成地区 特に景観形成を図る必要があると認められる地区として第7条の景観計画で定める地区とする。
- (6) 特定施設届出地区 町内において、建築物、工作物等が集積し、又は

集積するおそれがある区域のうち、景観形成を図る必要があると認める幹線道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号から第3号までに規定する道路並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である道路及び広場をいう。)の沿道の区域で第7条の景観計画で定める区域とする。

(7) 特定施設 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)、広告塔及び広告板その他当該地区の景観を構成するうえで重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。

(8) 大規模行為 次に掲げる行為をいう。

ア 建築物で、その高さ又は建築面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築若しくは改築(増築若しくは改築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該増築若しくは改築を含む。以下この号において同じ。)、移転又は撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 工作物で、その高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。)又はその敷地の用に供する土地の面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転又は撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ウ 柵及び塀で、高さ及び長さが規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転又は撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

エ 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

オ 土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。以下同じ。)で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

(町の責務)

第3条 町は、景観形成に関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定するものとする。

2 町は、事業の実施に当たっては景観形成に配慮して、事業を推進するよう

努めるものとする。

3 町は、景観形成について町民等の理解を深めるよう啓発に努めるとともに、町民等の意見、要望等を施策に反映するよう努めるものとする。

4 町は、この条例による施策の実施について、町民等の協力を得るよう努めるものとする。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、景観形成に関して意識を高め自ら景観形成に寄与するよう努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

2 町民等は、建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしようとするときは、第6条第1項に規定する景観形成指針に配慮するよう努めなければならない。

3 町民等は、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするときは、景観形成指針に配慮するよう努めなければならない。

(国等への要請)

第5条 町長は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

(景観形成指針の策定)

第6条 町長は、町民等との協力のもとに景観形成のための基本的かつ総合的な指針(以下「景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 町長は、景観形成指針を定めたときは、これを告示しなければならない。

第2章 景観計画

第7条 景観計画(法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)は、景観形成指針に即して定めるものとする。

2 景観計画においては、次条第2項各号に掲げる行為に係る良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について定めることができる。

第3章 行為の規制等

(届出行為等)

第8条 法第16条第1項の規定による届出の対象となる行為(同項第4号の規定により条例で定める行為を含む。)は次の各号に掲げる行為とする。

(1) 景観形成地区における次に掲げる行為

ア 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 土地の区画形質の変更

- ウ 鉱物の掘採又は土石の採取
 - エ 木竹の伐採
 - オ 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他物件の堆積
- (2) 特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設(以下この章において「附帯施設」という。)でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(前号に規定する行為を除く。)
- (3) 景観形成地区を除く景観計画区域（景観計画において定める景観計画の区域をいう。以下同じ）内における大規模行為（前号に規定する行為を除く。）のうち建築物等の撤去以外の行為
- 2 次に掲げる行為をしようとする者は、この旨を町長に届け出なければならない。
- (1) 景観形成地区における次に掲げる行為
 - ア 建築物等の撤去
 - イ 屋外における自動販売装置の設置
 - ウ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
 - (2) 特定施設及び附帯施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去(前号に規定する行為を除く。)
 - (3) 景観形成地区を除く景観計画区域内における大規模行為（前号に規定する行為を除く。）のうち建築物等の撤去
- 3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、当該変更により、第10条第2項に掲げる行為に該当することとなる場合を除き、その旨を町長に届け出なければならない。
- 4 第1項の届出及び前2項の規定による届出に関し必要な事項は、規則で定める。
- 5 町長は、第2項及び第3項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、設計の変更その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 6 前項の勧告は、第2項又は第3項の規定による届出のあった日から30日以内にしなければならない。
- 7 法第16条第2項の規定による変更の届出は、当該変更が同条第3項の勧告に従うことにより生じるとき、又は法第17条第1項の規定による命令に

従うことにより生じるときは、することを要しない。

8 第3項の規定による変更の届出は、当該変更が第5項の勧告に従うことにより生じるときは、することを要しない。

(国、地方公共団体等の特例)

第9条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、法第16条第5項の規定による通知並びに前条第2項及び第3項の規定による届出をすることを要しない。

2 規則で定める公共的団体が行う行為については、法第16条第1項及び第2項の規定による届出並びに前条第2項及び第3項の規定による届出をすることを要しない。

(適用除外)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、第8条第1項に規定する行為以外の行為及び次の各号に掲げる行為とする。

(1) 景観形成地区における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 特定施設届出地区における行為で規則で定めるもの

(3) 大規模行為に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項各号に掲げる行為については、適用しない。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第8条第1項の規定により届出を要する行為のうち、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(協力の要請)

第12条 町長は、景観形成地区内の空地、廃屋その他規則で定めるもの(以下「空地等」という。)が当該地区の景観を著しく阻害していると認めるときは、当該空地等の所有者又は管理者に対して景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に配慮した空地等の管理を行うよう要請することができる。

2 前項の規定は、特定施設届出地区における特定施設及び付帯施設、大規模行為に該当する建築物、工作物又は土地の所有者又は管理者に対する協力の要請に準用する。

(報告等)

第13条 町長は、前条の規定による要請に応じない者に対し条例の施行に必要な限度において報告若しくは資料の提出を求めることができる。

第4章 景観形成協定等

(景観形成協定)

第14条 町民等は、相互に協力し美しく魅力ある景観づくりを進めるため、この所有者若しくは管理する土地又は建築物等について、一定の区域を定めその区域における景観形成に関する協定を締結することができる。

2 前項の協定には、次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

- (1) 協定の名称及び目的並びに協定の対象となる土地の区域に関する事項
- (2) 敷地の緑化に関する事項
- (3) 建築物等の位置、規模、意匠及び色彩に関する事項
- (4) 屋外広告物の位置、規模、意匠及び色彩に関する事項
- (5) 協定の有効期間に関する事項
- (6) 協定の変更又は廃止の手續に関する事項
- (7) その他の当該区域の景観形成に関する事項

3 第1項の規定による景観形成に関する協定を締結した町民等の代表者は、その協定書及び規則で定める事項を記載した書面を作成し、これを町長に提出してその協定が景観形成に資するものである旨の認定を受けることができる。

4 町長は、前項の認定申請があった場合において、当該協定が景観形成に資するもので景観形成指針等に適合すると認めるときは、当該認定を景観形成協定として認定するものとする。

(援助)

第15条 町長は、第7条の景観計画で定める景観形成地区及び前条第4項の規定により認定した景観形成協定の対象となる土地の区域内において、景観の形成に寄与しようとする者に対し、技術的援助を行い、資金の融資をあっせん又は予算の範囲内で助成することができる。

(表彰)

第16条 町長は、町の景観形成に寄与していると認める建築物等について、設計者、施工者及び所有者等を表彰することができる。

2 町長は、前項に掲げるもののほか、優れた町景観の形成に貢献している個人又は団体等を表彰することができる。

3 町長は、前2項の表彰を他の団体と共同して行うことができる。

第5章 苓北町景観審議会

(設置及び権限)

第17条 町長の附属機関として苓北町景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を調査するほか、町長の諮問に応じ景観形成に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、景観形成に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

4 町長は、次に掲げる事項については、審議会に諮問するものとする。

(1) 景観形成指針の策定及び変更

(2) 景観計画の策定及び変更

(3) 第2条第7号及び第8号の規則の制定、改正及び廃止

(4) 第12条の規定により要請をしようするとき。

(5) 第14条第4項の規定により景観形成協定の認定をしようするとき。

(6) 第15条の助成及び第16条の表彰を行うとき。

(7) 法第17条の規定による命令に関すること。

(8) その他町長が必要と認める景観形成に関する重要事項

(規則への委任)

第18条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑 則

(規則への委任)

第19条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、旧条例第2章から第4章の規定による届出がなされた行為については、なお従前の例による。